

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

分任契約担当官
自衛隊札幌病院
会計課長 朝倉啓介

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
自衛隊札幌病院で使用する電気
- (2) 規格等
仕様書のとおり
- (3) 使用期間
令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のA、B、C等級に格付けされ、北海道地域の資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 別紙第1「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
- (6) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、別紙第2「競争参加資格確認書類」を令和5年1月27日（金）17時00分までに自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：斉藤）に持参又は郵送し、入札適合条件を満たすこと。

3 契約条項、入札及び契約心得を示す場所

- (1) 自衛隊札幌病院総務部会計課契約班
- (2) 自衛隊札幌病院ホームページ <https://www.mod.go.jp/g sdf/nae/hosp/>

4 競争入札執行の日時場所

令和5年1月31日(火) 10時00分～ 自衛隊札幌病院1F カンファレンス
ルーム

5 入札説明会の場所及び日時

実施しない。(ただし、仕様内容の確認及び現場の視認が必要な場合については、自衛隊札幌病院総務部管理課営繕班と調整すること。)

6 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金

免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金

免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札開始時刻に遅れたものによる入札
- (3) 入札に関する条項に違反した入札
- (4) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (5) 電報・電話・FAXによる入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 入札方法

- (1) 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単一の単価(月額基本料金)及び予定使用電力量に対する単価(同一月においては、単一のもので小数点第2位までとする。)に基づき、月ごとの契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を記載する。
- (2) 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

9 落札決定方法

- (1) 総価が当課所定の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

10 契約書の作成（契約締結）

(1) 全般

落札者が契約担当官等から交付された契約書案に記名押印して契約担当官等に提出し、契約担当官等が記名押印して契約締結とする。

(2) 落札者の提出

ア 提出期限

落札決定の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）とする。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

イ 提出方法

自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：斉藤）に持参又は郵送すること。

(3) 契約書の作成（契約締結） 予定時期

令和5年4月1日（土）

(4) 付帯する特約条項

ア 談合等の不正行為に関する特約条項

イ 暴力団排除に関する特約条項

11 その他

- (1) 入札に参加する場合は、令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果の写しを提出すること。

- (2) 入札に参加する者は、入札書に次の文面を記載するものとする。

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

- (4) 郵便による入札は、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：斉藤）に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、2重の封筒それぞれに、次の文面を記載し封印をするとともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に同項第1号の資格審査結果通知書（写）を同封し、簡易書留にて令和5年1月30日（月）12時00分までに担当者に到着したものを有効とする。

「令和5年1月31日（火） 自衛隊札幌病院で使用する電気 入札書在中」

- (5) 郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。ただし、初度の入札に参加した者のみ有効とする。

- (6) 入札会場への入室は、入札時間の15分前から可能とする。

- (7) 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）のうち、債権譲渡に関する事項及び瑕疵担保に関する事項について、防衛省内の規則改正がなされる予定であり、令和5年4月1日（土）に適用する標準契約書の改正が必要な場合は、改正された標準契約書を基準として契約変更するものとする。
- (8) 入札に関する問い合わせ先
自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：齊藤）
TEL：011-581-3101（内線：4243）
FAX：011-581-3121
- (9) 仕様書に関する問い合わせ先
自衛隊札幌病院総務部管理課（担当：杉原）
TEL：011-581-3101（内線：4252）
- (10) 公告掲示場所及び期間
ア 掲示場所
（ア）自衛隊札幌病院総務部会計課、札幌駐屯地北部方面会計隊、真駒内駐屯地第325会計隊、島松駐屯地北海道補給処調達会計部、札幌商工会議所
（イ）自衛隊札幌病院ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/hosp/>
イ 掲示期間
令和5年1月17日（火）～令和5年1月31日（火）

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

令和 年 月 日

分任契約担当官
自衛隊札幌病院
会計課長 朝 倉 啓 介 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

「自衛隊札幌病院で使用する電気」に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- ② 付紙に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）
- ③ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料（別紙第3「特定電源割当計画書」）

(担当者) 所属部署： 氏 名： T E L： F A X：
--

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構造及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和2年度の未利用エネルギー活用状況、③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO2/kWh)	0.000以上 0.500未満	70
	0.425以上 0.450未満	65
	0.450以上 0.475未満	60
	0.475以上 0.500未満	55
	0.500以上 0.525未満	50
	0.525以上 0.550未満	45
	0.550以上 0.575未満	40
	0.575以上 0.600未満	35
	0.600以上 0.625未満	30
	0.625以上 0.650未満	25
	0.650以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
② 令和2年度の未活用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への小エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、仕様書付紙「各用語の定義」を参照

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和3年4月1日最終改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類(付紙(適合証明書))及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているのかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。

また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住 所	再生可能エネルギー源 種類	割当電力量 (kWh)
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量

(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住 所	再生可能エネルギー源 種類	環境価値移転量
合計 (kWh)			

※ 計画作成時において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること。